

2023 年度関西不動産三田会定時総会

第 6 号議案 会則変更

第6号議案 会則変更の件

当会の会則を次のとおり変更すること。

(下線は変更部分を示します)

現行会則	変更案
<p>第5条（会員）</p> <p>慶應義塾に在学したことがある者で、不動産業或いは第2条に定める当会の目的に賛同する者は、本会に入会することが出来る。</p> <p>②本会に入会するには、本会会員の紹介を以て事務局担当世話人宛に申込みを為すものとし、運営会議の承認をもって正式入会とする。</p> <p>③代表世話人は入会者を世話人会に報告する。</p> <p>④本会を退会するには、事務局担当世話人に届出を要する。</p>	<p>第5条（会員）</p> <p>慶應義塾に在学したことがある者で、不動産業或いは第2条に定める当会の目的に賛同する者は、本会に入会することが出来る。</p> <p>②本会に入会するには、本会会員の紹介を以て事務局担当世話人宛に申込みを為すものとし、運営会議の承認をもって正式入会とする。</p> <p>③代表世話人は入会者を世話人会に報告する。</p> <p>④本会を退会するには、事務局担当世話人に届出を要する。</p> <p><u>⑤名誉会員は、本会に対し特に功労のあった会員のうちから、世話人会において推挙する。</u></p> <p><u>⑥名誉会員の年会費は免除とする。</u></p>